

令和 5 年住宅・土地統計調査の標本抽出方法及び結果の推定方法

I 標本抽出法

令和 2 年国勢調査調査区（以下、「調査区」という。）を第 1 次抽出単位、調査区内の住戸を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出方法による。

第 1 次抽出では、全国から約 19 万 9000 調査区を抽出し、第 2 次抽出では、約 340 万住戸を抽出する。

1 調査区の抽出（第 1 次抽出）

第 1 次抽出単位である調査区の抽出は以下の手順により行う。

(1) 抽出対象

標本調査区は、次のものを除く全国の調査区の中から抽出する。

- ・ 刑務所・拘置所のある区域（後置番号 5 の調査区）
- ・ 自衛隊区域（同 6 の調査区）
- ・ 駐留軍区域（同 7 の調査区）
- ・ 水面調査区（同 9 の調査区）

(2) 調査区の層化

抽出対象の調査区を、当該調査区内の世帯数、住宅の建て方、住宅の所有の関係等により層化する。層別基準は別紙のとおり。

(3) 指定調査区の抽出

指定調査区は、市区及び人口 1 万 5 千人以上の町村については市区町村ごとに、それ以外の町村については都道府県ごとに、それぞれ上記の層別基準により層別した調査区を配列した上で系統的に抽出する。

市区町村別の指定調査区数は、目標精度達成に必要な標本調査区数を考慮の上、地方事務負担の平準化のため、市区町村の世帯数に応じて配分する。

なお、市区町村の行政区域は、令和 4 年 7 月 1 日現在によることとする。

(4) 調査票乙を配布する調査区の指定

調査票乙を配布する調査区の指定に当たっては、調査票乙のみの調査事項について十分な結果精度が得られるよう、政令指定都市（東京都特別区部をまとめて 1 市として扱う。以下同じ。）がある 16 都道府県については政令指定都市とそれ以外の地域ごとに、それ以外の 31 県については県ごとに、抽出した指定調査区の中から系統的に抽出する。

(5) 調査単位区の設定

原則として抽出した指定調査区を調査単位区とする。ただし、120 戸を超える標本調査区についてはそれぞれの単位区内の住戸数がほぼ均等になるよう、二つ以上に分割し、その中から一つの単位区を無作為に抽出して調査単位区とする。

2 住戸の抽出（第2次抽出）

すべての調査単位区から、無作為抽出により17住戸を抽出する。

II 結果の推定方法

表章地域ごとに、調査単位区別の調査結果にその調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数（調査単位区内総住戸数／調査単位区内調査住戸数）、標本調査区を分割して調査単位区とした場合は、その分割数及びその調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率の逆数の積を乗じて合算し、令和5年10月1日現在の市区町村別総人口に合致するよう一定に比率を乗じる。

III 目標精度について

目標精度については、標準誤差率を市区においては5%以下、人口1万5千人以上の町村においては10%以下となるようにしている。

別紙

層別基準	層符号
後置番号 8 の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	010
世帯数が 0 の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区	020
世帯数が18世帯以上の調査区	
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	110
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	120
給与住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	210
給与住宅に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	220
給与住宅に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	230
公営借家に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	310
公営借家に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	320
民営借家に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	
共同住宅で階数が 2 階建て以下の一般世帯数が50%以上の調査区	410
共同住宅で階数が 3 階建て以上の一般世帯数が50%以上の調査区	420
その他	430
持ち家で共同住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	510
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が95%以上の調査区	610
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が80%以上の調査区	620
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が65%以上の調査区	630
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が50%以上の調査区	640
その他の調査区	910

注) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。